

社会福祉法人高原町社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、社会福祉法人高原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において、報酬等を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員会の委員
- (4) 第三者委員

(役員等の報酬の支給基準及び支給額)

第3条 役員等が、本会の設置する会議及びこれに準ずる業務（以下「本会の会議等」という。）又は他の機関が主催する会議（以下「外部機関の会議等」という。）等に出席したときは、別表1に掲げる報酬を支給する。ただし、外部機関の会議等に出席した場合は、本会の業務上、会長の判断により必要とされる場合に限る。

2 前項の規定に関わらず、高原町の常勤特別職の職員、高原町の一般職の職員及び本会の職員が役員等に就任した場合又は外部機関から報酬が支給される場合には、当会から報酬は支給しない。

(会長報酬の支給基準及び支給額)

第4条 会長報酬として、別表2に掲げる額の月額報酬及び期末手当を支給する。

2 会長の月額報酬の支給額の算定に当たっては、以下の各号のとおりとする。

- (1) 一月に概ね7回以上の会長業務への従事を必要とし、一月の従事回数が7回に満たない場合は、従事回数に1万円を乗じて得た金額とする。
- (2) 月の途中で会長の異動があった場合は、日割り計算で支給する。

3 会長の期末手当は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 会長の期末手当は、年1回12月に支給する。
- (2) 支給に当たっては、職員の期末手当の支給基準を準用し、在職期間による調整を行う。

(役員等の費用弁償の支給基準及び支給額)

第6条 役員等が職務のために出張する場合には、以下の基準により費用弁償として旅費を支給する。

- (1) 役員等が本会の会議等に出席する場合には、報酬に旅費を含むため、別途旅費は支給しない。
- (2) 役員等が、外部機関の会議等に出席する場合には、会長が認めた場合に限り、職員旅費支給規程に準じて別途旅費を支給する。ただし、外部機関から旅費等が支給される場合は支給しない。

(報酬等の支給の方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める役員等の報酬は、出席の都度、現金で支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (2) 第4条に定める会長の月額報酬は、職員の給与の支給方法及び支給日に準じる。
- (3) 第5条に定める会長の期末手当は、職員の給与の支給方法及び支給日に準じる。
- (4) 第6条に定める役員等の費用弁償は、原則として、業務に当たった都度、業務終了後に現金で支払うが、必要により事前に概算額を支払い、業務終了後に清算することができる。

附 則

1 本規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 次の規程（以下、「旧規程」という。）は、本規程施行日に廃止する。

- (1) 社会福祉法人高原町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程
- (2) 社会福祉法人高原町社会福祉協議会の会長、役員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- (3) 社会福祉法人高原町社会福祉協議会評議員選任・解任委員の報酬規程

3 本規程施行前に発生した報酬及び費用弁償については、旧規程を適用する。

別表1（第3条第1項関係）

区分	対象者	報酬の額	費用弁償の額	支給方法	
理事会	理事（会長を除く）、監事	5,500 円/回		出席の都度、現金で支給する。	
監事監査	監事	5,500 円/回			
評議員会	評議員、監事	5,500 円/回			
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員会委員	5,600 円/回			
上記以外の会議等	役員等（会長を除く）	拘束時間 4 時間超 5,600 円/回 拘束時間 4 時間以下 2,800 円/回	本会の会議等	出席の都度、現金で支給する。 本人の同意があれば振込可。	
			外部機関の会議等		会長が認めた場合に限り職員旅費支給規程に準じた旅費を支給する。ただし、外部機関から旅費等が支給される場合は支給しない。
	会長		本会の会議等		会長が認めた場合に限り職員旅費支給規程に準じた旅費を支給する。ただし、外部機関から旅費等が支給される場合は支給しない。
			外部機関の会議等		
備考	拘束時間は自宅から会場までの往復の移動時間と会議時間を合算した時間とする。				

別表2（第4条、第5条関係）

区分	報酬の額		支給方法
会長	月額	70,000 円	職員の給与の支給方法及び支給日に準じる。 （1）一月の従事回数が7回に満たない場合は、従事回数に1万円を乗じて得た金額とする。 （2）月の途中で会長の異動があった場合は、日割り計算で支給する。
	期末手当	70,000 円	職員の給与の支給方法及び支給日に準じる。 （1）年1回、12月に支給する。 （2）在職期間による調整を行う。